

大谷石採取場跡地安全対策協議会設置要領

(目的)

第1条 大谷地区における採取場跡地の安全対策を効果的に推進するため、大谷石採取場跡地安全対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 観測システムの管理運営に関すること。
- (2) 採取場跡地の実態把握に関すること。
- (3) 陥没メカニズムの調査手法の検討に関すること。
- (4) その他採取場跡地の安全対策に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員その他の関係者のうちから知事が任命又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。補欠委員の任期については、その残任期間とする。

- 2 委員は再任することができる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、栃木県産業労働観光部長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要の都度会長が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ議事に関係ある者を臨時に出席させることができる。

(部会)

第7条 協議会は、観測システムの効果的な運営、解析処理結果等の検討及び陥没メカニズムの調査手法の検討を行わせるため、部会として観測システム委員会を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる委員をもって構成する。
- 3 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員、その他関係者のうちから知事が任命又は委嘱する。
- 4 第4条の規定は、委員の任期について準用する。
- 5 部会に部会長を置き、栃木県産業労働観光部工業振興課長の職にある者をもって充てる。
- 6 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 7 部会長が必要と認めたときは、部会に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、栃木県産業労働観光部工業振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成2年1月12日から適用する。

附 則

この要領は、平成13年12月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成18年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成25年12月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 (2022)年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 (2024)年 4 月 1 日から適用する。

別表 1（第 3 条関係）

区分	所属・分野等	備考
学識経験者委員	岩石力学	
	地質学	
	岩盤工学	
	岩盤力学	
	地震学	
	物理探査	
行政関係委員	栃木県産業労働観光部長	県所管部長
	栃木県産業労働観光部工業振興課長	県所管課長
	宇都宮市行政経営部危機管理監	宇都宮市防災担当
	宇都宮市魅力創造部長	宇都宮市所管部長
	関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課長	国所管課長
その他の委員	採石災害防止技術指導員	
	採石災害防止技術指導員	
	大谷石材協同組合理事長	
	公益財団法人大谷地域整備公社事務局長	

別表 2（第 7 条関係）

区分	所属・分野等	備考
学識経験者委員	岩石力学	
	地質学	
	岩盤工学	
	岩盤力学	
	地震学	
	物理探査	
行政関係委員	栃木県産業労働観光部工業振興課長	県所管課長
	宇都宮市魅力創造部観光MICE推進課長	宇都宮市所管課長
その他の委員	大谷石材協同組合事務局長	
	公益財団法人大谷地域整備公社事務局長	